

# 太陽電池発電設備に関する 電気設備の技術基準の解釈及び解説の改訂

平成30年8月28日

産業保安グループ<sup>o</sup>

電力安全課

# 1. 技術基準改定の経緯

## ○改正の経緯

- 昨今の自然災害の激甚化に伴い、太陽電池発電所においてパネル飛散、架台倒壊などが頻発し、公衆安全に影響を与える恐れが高まっている。固定価格買取制度開始後、設置数は激増しており、さらなる被害が懸念される。
- このような状況を受け、2017年4月に、太陽電池アレイ用支持物の設計標準を定めた日本工業規格JIS C 8955が改訂された。
- JIS C 8955の改訂に合わせ、太陽光発電設備の安全を確保するための基準を再検討した。
- パブリックコメントの実施（2018年6月8日～7月10日）約80件の意見あり
- 8月中公布・施行予定

## 2. 改正内容

### ● 電気設備の技術基準の解釈

#### ○ 許容応力度設計の算出方法として、JIS C 8955(2017)を用いるよう明記

風に対する耐力が、試験結果等を踏まえた値になるように改訂（強化）した。

#### ○ JIS C 8955(2004) → (2017)で削除された項目を補足

##### ● 材料について

許容応力度設計に耐えうる安定した品質をもつ材料とすること

##### ● 接合部について

太陽電池モジュールと支持物、支持物の部材間、支持物の架構部分と基礎部分の接合部において部材間の存在応力を確実に伝達できる構造にすること。

##### ● 支持物の基礎部分について

杭基礎もしくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。

上部構造から伝達される荷重に対して、上部構造に支障をきたす挙動をしないこと。

##### ● 防食について

支持物に使用する部材には腐食、普及しにくい材料又は有効な防食のための措置を施すこと。

##### ● 高さが9 m以上の場合は建築基準法も適用。

地上からの最高高さが9 m以上である場合は、電気工作物としては電気事業法、建築物としては建築基準法の工作物に基づく構造強度等の規定に適合すること。

## 2. 改正内容

- **電気設備の技術基準の解釈**

- **材料に関する規定**

- **電気設備の技術基準の解釈で示す性能を満たす材料を使用することを規定。**

- そのために架台設計における引用指針の例示**

- ・鋼構造設計規準 – 許容応力度設計法 – (2005年)、日本建築学会
- ・軽鋼構造材設計指針・同解説 (2002年)、日本建築学会
- ・アルミニウム建築構造設計基準・同解説 (2016年)、アルミニウム建築構造協議会